



奈良大宮ロータリークラブ

Club Weekly Bulletin

発行日 2020年9月15日

2020-2021/8

Vol.42

No. 1970

2020-21年度 RIテーマ



ロータリーは機会の扉を開く

RI会長 ホルガー・クナーク

地区スローガン

「ロータリーの原点に戻る」

誠意をもって語り合い、
勇気をもって共に未来へ

RI第2650地区ガバナー

松原 六郎

- 創立 : 1979年1月23日
- 例会 : 毎週火曜日 17:30~18:30
- 例会場 : 奈良ホテル本館
奈良市高畑町1096番地 電話 (0742) 26-3300
- 事務所 : 奈良市大宮町6丁目3-7 中室ビル3F
電話 (0742) 33-8583 FAX (0742) 33-8600
hp : <http://www.naraomiya-rc.jp>
E-mail : info@naraomiya-rc.jp
- 会長 : 多田 実 ■副会長 : 高野 治 ■幹事 : 水野 憲治

本日のお客様

中谷 貴志 様 (奈良警察署 交通第一課 課長警部)
 稲本 文恵 様 (奈良警察署 交通企画係 巡査部長)

会長の時間

多田会長



改めて、こんばんは。今日は警察の方が来ておられますので交通の関係者をご存知かと思いますが、信頼の原則とは、「交通関係者は、他の交通関係者が交通規則その他の交通秩序を守るであろうことを信頼するのが相当な場合には、たとえ他の交通関係者の不適切な行動のために結果を発生させたとしても、これに対しては責任を負わない」とする原則であります。お互いに信頼し合って、その前提が崩れると、この信頼の原則が働かないという事になります。

信頼の原則が採用される前提については、三つの要件があります。まず、自動車の高速度かつ円滑な交通の必要性があること、社会的な需要が高いという事です。第二番目が道路の整備、信号の設置など、交通環境が整備されていることが必要であります。第三、これは重要であります。交通教育、交通道德の普及により、交通関係者が交通秩序に反した不適切な行動をとることが希になった段階で、しかも適切な行動が交通関係者に期待できるようになった場所、もしくは場面のみ認められることでもあります。信頼の原則というのは危険型の仕事について適用されるんですけども、医療とかについても生命の危険が伴う場合に信頼の原則が適用される場合があります。

例会プログラム

第8回9月1日

卓話

通算1970回

1. 握手・挨拶
2. 開会点鐘
3. ソング
4. お客様紹介
5. ビジター紹介
6. 会長の時間
(理事会報告)
7. 例会状況報告
8. 委員会報告
9. 幹事報告
10. 卓話
11. 閉会点鐘

例会状況報告

9月1日

通算1970回

◎本日出席者 55名

◎本日出席率 93.22%

8月18日

通算1968回の修正

◎出席率 95.23%

◎補填前欠席者 9名

◎欠席補填者 6名

この信頼の原則が適用される場合の交通事故には、人身事故などの交通事故を起こしても刑事責任を問われないとした最高裁の判例があります。
車が右折を待っている時にウインカーを上げて停滞しています。その停滞している車の右側を単車が通り抜けようとして事故をした。その時に信頼の原則が適応されて車の運転手は無罪になったというケースもあります。基本的には交通ルールを守って頂きたい。
今日、横断歩道の手前で止まる、横断歩道の手前にはひし形のマークがついてるんですけども、その時は先方に信号機の無い横断歩道がありますよと皆さん多分習っていると思うんですけども、今日を機会に止まって頂ければありがたいなと思います。

理事会報告

今日第3回の定例の理事会がございました。クラブの運営の件に関しては、先ほど状差しに入れてありますので、それをご覧いただければ有り難いと思います。次にガバナー公式訪問についてであります。これも、状差しに入れてありますけども、9月29日(火)に奈良ホテルの大和の間で行います。この時、写真撮影がありますので詳しい日程の予定表についても、また後日お配りしたいと思いますので、その時よろしく願いいたします。その前に9月15日武藤ガバナー補佐の訪問がありますので、例会が終わった後クラブ協議会を開催します。出来る限り多くの方に参加していただければ有難く思っています。第2回の家族親睦例会、今度第1回目がこの9月にあるんですけども第2回の親睦例会はマリオットさんでやることになりまして、具体的な日程とか詳細についてはまた後日連絡いたします。それと、今、コロナが流行っているわけですけども、うちの例会はいつ休会にするのかどうかということについて、今日協議いたしました。基本的には今、奈良市のホームページでコロナのフェーズが4段階あるんですけども、拡大と思われる時が第1段階フェーズ1、拡大初期が第2、第3段階が拡大期、まん延期が第4なんですけども、今は奈良市のホームページ見ていただくとフェーズ2です。これがフェーズ3になったら、例会は休会にしましょうと。それとあと、奈良県知事が緊急事態宣言を出せば、これはやっぱりやめざるを得ないだろうというふうに考えておりますので、この条件がそろった場合と、あともう一つです。会員の中から感染者が出た場合、これは例会を中止せざるを得ないだろうと思っております。例会を出来る限りやりたいと思っておりますので、感染しない様に出来る限り注意していただければ有難いと思っております。今日の理事会で決まったことは、また後日文書で皆様の状差しに入れますので宜しく願いいたします。以上です。

「ロータリーの友」読みどころ

成田委員(会報・雑誌委員会)

縦組み

①P4~6「変態が改革する多様性社会」

2019年11月9日、国際ロータリー第2720地区大会記念公演の要旨となっております。現在、立命館アジア太平洋大学学長の出口治明様(ライフネット生命創業者)の要旨が載っています。現在の日本経済の状況を危機的と捉えられています。その対策として女性の活躍・多様性(ダイバーシティ)・もっと勉強しようと考えられています。題名が変態とありますが10人に3人ぐらゐの変態がいて、新しいアイデアを生まないとなかなか日本経済は良くなれないと伝えられています。

②P14・15「ロータリー俳壇・歌壇・柳壇」

奈良ロータリークラブの寺田会員とそこご家族の方が投稿されています。

横組み

③P12~17 9月は「ロータリーの友」月刊

ロータリーの友へ新しい形で参加し、投稿してみましようという内容です。方法論が具体的に書かれています。公式フェイスブックも始めております。今後、ロータリーの友が皆さまの参加型に変わっていくという事です。ぜひ、お読みください。

④P28・29「ロータリー米山記念奨学事業の基礎知識」

内容は寄付金財政編となっており、既にご存知の方もいらっしゃると思いますが入会の浅い方は詳しいことが分からない会員もいると思いますのでご一読ください。

⑤P2「日本のロータリー100周年記念切手」

9月18日に販売されます。100周年の記念ですので、ご興味のある方はご購入下さい。

委員会報告

北河原委員
(ロータリー希望の風奨学金特別委員会)
ロータリー希望の風「風の便り」の件



皆さま、こんばんは。本来でしたら毎月皆さまに配布をして頂ければ良かったんですけども、風の便りというのが毎月ロータリー希望の風奨学金の方から出ております。これは正式にはロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会という会になっておりまして、実はうちの地区からは栗田パストガバナーと私とがこの協議会のメンバーになっておりまして副委員長は沢山いるんですが副委員長になっております。もちろん地区の方の担当の方もしてるんですけども、入会されてまだ間もない方が結構沢山いらっしゃるんですよ。ロータリー希望の風奨学金というのは東日本大震災がありました時に、両親あるいは片親を亡くされた子供たちが進学し大学を卒業するまで、ロータリーが奨学金を出して面倒を見ようという事で始まりました。私どもの地区では栗田パストガバナーの時から毎年地区としてこの制度に協力しております。最初は中々日本に34地区ありながらそんなに沢山の地区は協力はしてなかったんですけど、現在は数地区を除いて地区として協力をしてくれております。もちろん地区として協力してなくてもクラブ単位で協力をされてはいるんですけども地区として協力しておるのは数クラブを除いた残りの地区という事になります。その中でも一番この奨学金に対して協力金を多くしているのはうちの地区なんです。今まで私どもの地区は昨年の実績が17,529,000円あまりです。トータルにしますと栗田パストガバナーから佐竹ガバナーまでのうちの地区が寄付を致しましたのが246,600,000円あまりという事になっております。これは日本の他の地区のなかでも一番抜きん出てまして多額の寄付をうちの地区はしております。次に多いのは2750地区なんですけども、そちらは170,000,000円あまりなんですけども、いずれにしてもうちの地区は最初からこの東日本大震災の子供たちの為に力を注ごうという事で地区として取組みを決めたもんですから、それに毎年協力しておるという事で私どものクラブも確か後期の会費の時ですかね、皆さまに会費のご協力の案内が入ってると思うんですけども、入会間もない方はご存じなかったかもしれませんが、そういう事でロータリーとして協力しておるという事でございます。今後、出来れば風の便りが出ました時には皆さんにはその時その時の実情を知って頂くよう配布をしてもらえるようにしたいなと思っています。以上です。ありがとうございました。

幹事報告

回覧

- ・例会出欠表の件（9月15日例会分）
- ・ガバナー公式訪問

状差し

- ・9月例会スケジュール、ガバナー訪問

受付

- ・特殊切手「日本のロータリー100周年」の発行

その他

- ・奈良県下ロータリークラブ親睦ゴルフ大会中止の件（平城京RC 10月16日柳生CC）

講師紹介

植村委員長（奉仕プロジェクト委員会）



本日の卓話講師の方のご紹介をさせていただきます。奈良警察署 交通第一課 課長警部の中谷貴志様でございます。それと、本日ご随行いただきましたのが奈良警察署 交通企画係 巡査部長の稲本文恵様でございます。どうぞよろしくお願い致します。本日は県内の交通事情についてお話しを頂くんですけども、先般皆さまに申請して頂きました横断歩行者保護宣言事業所の証の交付式を行いたいと思います。まずは多田実会長より横断歩行者保護宣言を宣言して頂きまして、その後中谷課長の方から証を頂きたいと思っております。

横断歩行者保護宣言

多田会長



横断歩行者保護宣言の内容

県下では横断歩行者が被害者となる痛ましい交通事故が後を絶たない状況であります。車両には横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先の義務があります。私たち平城総合法律事務所では交通安全と交通死亡事故の絶無に向けて、積極的に取り組み次のことを宣言します。

- 一、横断歩道を横断しようとする歩行者がいる時は手前で停止します。
- 一、夜間、歩行先行対向車が無い時はライトを上向きにして歩行者などを発見するように努めます。
- 一、横断歩道などを示すダイヤモンドの道路標識がある所ではいつでも止まれるように走ります。

ここに、横断歩行者保護を宣言します。

令和2年9月1日
平城総合法律事務所
多田実

横断歩行者保護宣言事業所の証授与

横断歩道歩行者優先マグネットシート贈呈

中谷貴志 課長警部



横断歩行者保護宣言事業所の証の内容

貴事業所を横断歩道における歩行者優先の交通ルールを実践する横断歩行者保護宣言事業所であることを称します。

令和2年9月1日
奈良県警察本部

卓話

中谷 貴志 様
奈良警察署 交通第一課 課長警部
テーマ「県内の交通情勢について」



皆さん、こんばんは。ご紹介いただきました奈良警察署 交通第一課 課長の中谷です。よろしくお願ひ致します。皆さま方には平素から交通安全、警察の業務全般につきましても色々な場面でご協力を頂いております事、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。本日は奈良県の交通情勢についてという事でお話をさせて頂く機会を与えて頂きました。大変ありがたく思っております。よろしくお願ひ致します。

世の中今はコロナウィルス感染の事でもちきりでございます。警察の方でも色々な業務にコロナウィルスの関係で影響を受けてきております。私、交通安全の業務をしておりますけれどもこういったお話をさせて頂く機会も非常に少なくなってきたという事で、今回呼んで頂いてこういうお話をさせて頂くという事、大変ありがたく思っております。コロナウィルスの関係で交通事故の情勢は後でお話しさせて頂くんですけども、交通事故は減ってはきていますけれども、今後コロナウィルスの感染の方も落ち着いてきて自粛期間も終わり、交通量も増えてきているという事で今後また交通の危険な場面が予想されるという事と、また今日宣言して頂きました横断歩行者の問題が非常に問題になっていますので、この事も含めて難しいお話はできませんけれども皆さんに知って頂きたい事について、お話をさせて頂こうと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。今日は資料を配らせて頂いております。奈良県の交通情勢についてという事で資料に記載されておりますので、これに基づいて説明をさせて頂きます。グラフがついておりますのでこれを見て頂いて説明したいと思っております。

奈良県の交通情勢

- ・過去10年間の交通事故の推移（平成22年～令和元年）

全人身事故：平成22年6,515件 → 令和元年3,328件（非常に減少してきている。）

全死者数：平成22年45人 → 令和元年34人（非常に減少してきている。）

※令和元年交通事故死者34人という数字は、戦後統計を取り出して一番少ない。昭和20年代は今と比べ車はもっと少なく、今よりもっと多くの方々が亡くなっていた。それに比べると交通事故で亡くなる方は非常に少なくなってきた。

県内で交通事故により無くなった方が一番多かったのは、昭和45年で一年間に150人以上の方々が亡くなっている。非常に多くの方が亡くなり昭和40年代は全国的にも交通戦争と言われるような時代であった。

高齢者の死者数：平成22年24人 → 令和元年22人（10年前とあまり変わらない。）

（65歳以上）※交通事故での全死者数が全体的には減ってはいるが、高齢者の死者数は横ばい状態。全死者数の中で高齢者の死亡者数の割合が増えている。

高齢者免許人口：平成22年154,715人 → 令和元年229,798人（非常に多くなっている。）

※全体の免許人口は過去10年間では少なくなっているが、高齢者の方が免許を持っている人口は増えている。高齢になっても運転をされる方が非常に多くなっている。

全国的にも高齢者ドライバーの事故（踏み間違え等）が多くなり問題になってきている。

交通事故で高齢者の方が被害者・加害者になってしまうという最近の特徴になっている。

- ・令和元年中の交通死亡事故の特長

○全死者数のうち65歳以上の高齢者が全体の6割を占める

○人対車両死者10人中9人が道路横断中の高齢者

○死亡事故34件中7件（20.5%）が飲酒運転（なかなか無くならない。）

※今年、上記特長に加えオートバイ（二輪車）による事故の死者が増えている。コロナウィルスの関係で活動自粛があり車の数がものすごく減った時期があった。全体の交通事故は4・5月と大きく減っている。ただし、バイクでお出かけになる方は密になりませんのであまり減ってなかった。オートバイでツーリングに行かれて交通事故にあって亡くなったという方が多く、バイクの事故は特に早年層（40・50代）が大型自動二輪車を運転され、奈良県だと吉野や山間部の方へツーリングに行かれ交通事故で亡くられるという事故が目立ってきているという特徴があった。

皆さまに交通事故防止のために守って頂きたいこと！！

・夜の事故が多いので高齢者の方には反射材の着用、ドライバーの方には前照灯の早め点灯と上向き点灯

- ・飲酒運転禁止

※飲酒運転は一時期に比べ非常に少なくなっている。平成18年、今から14年位前に福岡県で大きな事故が発生した。8月の事故でだったのでテレビなど色々なところで特集をしておりますけども、福岡県の海の中道の橋があるんですがワンボックスでご家族が5人乗っておられ、若い夫婦の方と子供さん3人が乗っておられました。その車が飲酒運転の容疑者の車にもものすごい勢いで追突され車ごと海の中に転落してしまっただけでなく、その時、若い夫婦の方は自力で脱出して救助されたんですけども、後ろに乗っていた幼い子供3人がお亡くなりになりその事故の当事者、相手方が飲酒運転の車だったという事で非常に社会的に問題になりまして、飲酒運転についてもものすごく厳しい世論が出たという事で、飲酒運転の罰則が平成18年以降数回にわたって強化が行われ飲酒運転の罰則が非常に重たくなった。それと行政処分の免許の取り消しの対象が非常に厳しくなった。それからドライバー本人だけではなく飲酒運転をさせる人に車を貸し与えたり、飲酒運転をすることになるドライバーにお酒を勧めたり、それから飲酒運転の車に同乗したりした場合は自分が車を運転していなくても、道路交通法違反という事で罰する事ができるようになった。同乗罪とか提供罪というのができた。周辺罪と呼ばれますけどもドライバーだけじゃなく周囲の環境も整えるという事で、罰則の強化がされてきました。その結果、平成18年以降非常に飲酒運転の事故が激減しています。ただ、減りはしていますけども中々0にならないという事で昨年も飲酒運転の交通事故が沢山発生しています。

飲酒運転の交通事故が起こりますと一般的な交通事故に比べ、死亡事故に発展する割合が非常に高いという事が統計上分かっています。そして、飲酒運転の場合は大抵の場合ひき逃げ事故に発展したり、非常に重大な結果を伴うという事が多いです。飲酒運転の根絶ということでも今後飲酒運転の取り締まり強化をやっていこうという事になっておられます。私も色々な機会に飲酒運転の取り締まりに携わってきましたけれども、やっぱり飲酒運転をする人自体は減っています。世の中でお酒を飲む人が減ってきたり、飲酒運転の罰則が強化されて飲酒運転を止めようという人も出てきてると思います。ただ、やはり飲酒運転をしてる人を見てみると常習的な飲酒運転のドライバーが非常に多いです。お酒を飲むのは別に悪い事ではないですから飲んで頂いても良いですが、車の運転と結びつくとやはりこれは重罪な犯罪になってしまいます。ただ、常習性がありやめられないという人が非常に多いです。こういう人は飲酒運転で警察に捕まっても無免許運転になっても、飲酒運転をしてしまい自分の力でやめるという事が非常に難しいという事もありますので、周囲の人も飲酒運転をさせないということの社会的な取り組みが必要になってくると思います。皆さま方もご自身はされないと思いますが周囲で飲酒運転をする人がいる場合は力になってあげて欲しいので、させないように取り組みをして欲しいと思います。

・横断歩行者の保護

※今日特にお願いをしたいのは宣言をして頂きましたので横断歩行者の保護のお願いをしておきたいと思っております。先ほど会長さんの方からもありました横断歩道で歩行者を優先して頂くという事は決まっておりますので、守って頂くという事なんですけども、中々守って頂けない交通ルールとなっております。どれくらい守られていないかというのと、もう一つ資料を入れてあると思っておりますが横開きの秋の交通安全県民運動という資料を入れてあると思っております。この資料を開いていただいて真ん中の横断歩道は歩行者優先ですと書いてありますが、その中に信号機の無い横断歩道の一時停止率が書いてあります。これは毎年JAF（日本自動車連盟）が全国の信号機の無い横断歩道で調査をしています。信号機の無い横断歩道で歩行者の方が立ち止まっていた時、どれくらいの車が法律に基づいて一時停止をし、歩行者の優先を守ってくれているかという調査をしています。この調査率が令和元年の調査で奈良県は16.1%という事になっています。歩行者が横断歩道にいても16.1%の人しか止まってくれないという事になっています。去年の全国平均は17.1%で全国平均も低いです。2割以下で10何パーセントの人しか交通ルールを守っていないという様な実態になっています。そこに参考書いてますけども奈良県は16.1%で全国23位、長野県については68.8%という事で全国1位が長野県です。68.8%横断歩道で歩行者が止まっていると、車が一時停止して歩行者を渡らせてくれるという調査結果が出ています。JAFは毎年調査をしており全国の詳しい数字を公表したのは一昨年からですが、統計を取り出してから長野県がずっと1位なのは間違いないそうです。私、警察本部に一昨年までおりました、その時から長野県が非常に横断歩道で止まる率が高い事を知っておりまして、長野県警の担当の人に何故これほど横断歩道の停止率が高いのか聞いてみたことがあります。長野県警でも色々分析しておりますけども、はっきりとこれといった結論には至っていないという前提の上で、一つだけ思い当たる節がありますという事で教えて頂いたのは、長野県では学校教育の中で習慣的に横断歩道を渡らせてもらった後、道路もしくは渡らせてくれた車に対し、帽子を取ってお礼のあいさつをしましょうという事を、学校の教育の中で教えてる所が多いという様な事を説明されていました。ただそれが必ずこの結果に結びついていのかどうかは分かりませんが、他の事と比べて何か特徴があるとすればそういう事が考えられるかもしれませんという事で教えてくれました。私、多分そうだろうと思っております。結論付けられてないですがおそらくそれが大きいのかなと思います。実は道路交通法で横断歩道歩行者優先義務が決まっていますから守るのは義務ですので、渡らせてもらってお礼を言う必要は無いんですが、やはり車社会になってきてますので非常に車も多いですし、歩行者の方も車の方に義務があるとはいえ渡らせてもらった時に、お礼をするというお互いさまの心で止まってもらいやすいという事は言えるんじゃないかなというふうに思います。ですから我々も今まで道路交通法義務なんでもルールを守ってくださいと一辺倒だったんですが、今はルールを守ってもらう事は当然の事ですけども横断歩行者側にもルールを守って正しく道路を横断してできれば、渡らせてもらった時にはお礼を言ってお互い様、気持ちよく止まってもらって、気持ちよく渡らせてもらいましょうという事もお願いをしています。いずれにしても交通ルールですから止まらないと交通違反になってしまいます。

先ずはそこを認識して頂いて今日は宣言して頂きましたので、皆さま方の周りから広めていって頂きたいと思えます。道路交通法では横断歩行者の優先は非常に厳しい取り決めをされています。おそらく交通ルールを勉強して頂いてると思うんですが、中々複雑で守ってもらえてませんので、今の機会にお願いをしておきますけれども、先ず道路交通法、条文で言うと38条に書いてあるんですが横断歩道で4つ守ってもらわなかん事、或はして頂いてはいけないことが規定されています。先ず一つ目は横断歩道に近づく時から取り決めがあります。横断歩道に近づく時には安全な速度で接近してくださいというふうになってます。安全な速度というのはどういう速度ですかということ、横断歩道で直ちに停止できるような速度で近づいていってくださいと決められています。ただ、横断歩道に歩行者がいない事が明らかな時は除きますと書いていますので、横断歩道に歩行者がいるかいけないか分からない時は安全な速度で、もし歩行者がいればその手前で停止できるような速度で進行して行って近づいて行って下さいとなっています。二つ目が皆さん一般的に横断歩行者の優先という事で歩行者が自分の進路の前を横断しようとしている時は、一時停止をし且つその進行を妨げない様にして下さいという事ですので、一時停止しただけではだめですし歩行者が前を通過できたとしても、一時停止して妨げないといふと二つともしないとだめだと、一時停止をしたからそのまま通過しても良いという事にはならないという事で、必ず一時停止をして歩行者を通らせてあげて下さいという事になっています。三つ目が横断歩道の手前に駐車車両や故障車両等が止まっている車がある時には、その車の横で一時停止して下さいとなっています。これについては横断歩行者がいるかいけないか問いませんので、横断歩行者がいなくても横断歩道の手前で駐車車両等があり止まっている時には、その横で一時停止をして下さいとこれが案外守られているかもしれません。渋滞している時に自分の車線側はスムーズに流れているので、渋滞している車が止まっているけども、そのまま進行していくと交通違反になるという事で単車な場合、横をすり抜けていかないと一旦横断歩道の手前で一時停止をして進行して下さいという事になります。これは歩行者がいなくても一時停止をして下さいとなっています。この違反で結構取締りを受けたりして何が悪いのか分からないという事を言われる方がおられますけども、そういうふうに決まっているという事なんです。最後の四つ目は、横断歩道の手前では追い抜き追い越しをしてはいけませんという事なので、横断歩道で他の車と並んで走っていた時にその車より前に出ると追い抜きという事になりますので、横断歩道の手前では加速していかないと下さいという事ですね。横断歩道手前30mについては追い抜きをしないで下さい。追い越しもしないで下さい。追い越しというのは車線変更を伴い他の車の前へ出る事ですので、追い抜きの場合は車線変更しなくてそのまま走っていても、隣を走っている車の前へ出てはいけませんという事です。横断歩道手前では減速していくのが普通ですので、その手前で加速していかないと事になっています。非常に難しいですけどもそれくらい守って頂かないといけない事があるという事で、横断歩道については歩行者の為に色々な規定があるという事を先ず知って頂いて、明日から必ず止まって頂くという事をして頂けたら良いと思えます。何故、止まっても止まらないのかという事なんけども、止まらない理由についてもJAFの方で調査してます。止まらない人に何で止まらなかったんですかと、大体多いのが歩行者の人が渡るかどうか分からなかったというのが多いです。それと、車がすいているので自分が通り過ぎた後にゆっくり渡ってもらった方が安全だと思えたというのが多いみたいです。それと、自分が止まると対向車にはねられて危ないんじゃないかと思ったという事で止まらないという理由が多いそうです。理由としてはもっともなような気がするんですけども、これ全て交通違反という事ですので今は停止率が低いという事でもっともらしく聞こえるんですけども、皆さんが止まるようになるとそれも通用しなくなるという事です。全国的にどんどん横断歩行者優先の問題が取り上げられてきて毎年停止率も上がってきています。そうやってくると今は止まっている方が何となく目立ってしまう。止まっていると対向車からクラクションを鳴らされるとか、後ろからクラクション鳴らされるとか色々なことがあるという事を聞いておりますけども、どんどん停止率が上がってくれば止まらない方が目立ってくるという事になりますので皆さま方、是非横断歩行者の保護に取り組んで頂いて止まるのが当たり前と長野県くらいの数字になってきたら、止まるのが当たり前という事になってくるんじゃないかなと思いますので、是非ご協力を頂ければありがたいなと思えますので、よろしくお願ひします。ちなみに横断歩行者妨害違反というのは違反点数が2点です。皆さん大体普通車で運転されるかなと思います。9,000円の反則金という事の交通違反です。取締り件数は毎年増えていっています。

警察の方も全国的に道路の横断の問題に取り組んでおりますので、どこへ行っても取締りが厳しくなっています。そういう面でも交通ルールを守って頂くという事をお願いしたいと思います。特に今日は横断歩道の問題をお願いしたいというふうに思って来ましたので、どうぞよろしくお願ひします。

・最近の道路交通法の改正

①ながら運転

運転中の携帯電話・スマホの使用は令和元年12月1日から罰則が非常に強化され厳しくなりました。

普通車の反則金6,000円 → 18,000円 (3倍に引き上げられた。)

これほど反則金が増えられるのは珍しい。

※平成28年愛知県でトラックの運転手が運転中にスマホでゲームをしながら運転していて、小学生の子供をひくという事故が発生し小学生の子供が死亡した。亡くなった子供の遺族の方が携帯電話でながら運転をして、人を亡くならせしてしまうという交通違反なのに非常に刑罰が軽いという様な事で取り組みをされ、道路交通法の改正につながり非常に罰則が強化されています。携帯電話非常に進んできており色々な事ができます。仕事でだた電話もかかってくるでしょうし、メールの確認も必要ということもわからないんですけども、交通事故が非常に多く発生していますので、携帯電話は止まって確認して頂くという事が前提であります。止まってみて頂くのは全然問題ありません。走行中に携帯電話を使用して頂くのは交通違反でさらに罰則が非常に強化されていますという事で令和元年12月から改正されていますので注意して頂きたいと思ひます。

②妨害運転 (あおり運転)

※一番最近の改正という事になります。平成29年東名高速で若い夫婦の車があおり運転の末に道路の中央に停止させられた。妨害をされて道路の真ん中に停めさせられ、そこに他の大型トラックが突っ込んできて被害者の若い夫婦が亡くなるという非常に大きな事故があった。あおり運転が非常に問題になりました。その時にあおり運転というのが一般的な用語であって、道路交通法で提示された交通違反ではなかった。あおり運転に対応するような違反として警察では、車間距離の保持とか色々な違反を適用して取締りはしてたんですが、あおり運転と一般的に言える交通違反の定義がなかったので、車間距離の違反とか警音器の不正使用とか色々な取り締まりをしても非常に罰則が軽いので非常に問題になりました。そうこうしている間に平成30年に常磐道にてあおり運転で車を停めさせて、怒鳴りながら同乗者の女性が携帯電話で映像を取りながら被害者の運転手が殴られているというショッキングな映像が流れ、あおり運転がまた非常に問題だということ運を厳罰に処さなあかんという事で、あおり運転という名前じゃないんですけども妨害運転という交通違反という事で啓上されました。今までもこれは危険な運転という事で色々な交通ルールを適応して取締りをしましたけども、今度この改正によって妨害運転という事で通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、追越し違反と色々な違反が10種類あるんですが、これを相手を妨害する目的で行った場合には妨害運転という事で、非常に厳しい罰則を適応しますよという道路交通法の改正がされています。令和2年6月1日から施行され、これからはあおり運転についても厳しく処分できるようにになりましたという事で、あおり運転を少しでも減らしていくという取り組みをしております。ここにおられます皆さん自分であおり運転される方は多分おられないと思ひますけども、世の中にはこういう運転をする人が一定数おりますので、先ずは巻き込まれない様にといい事でこういう運転、あおり行為を受けた時には、我々としては先ずは相手にしないで安全なところに避難して頂きたい。そして110番して頂くという事でお願ひをしています。大抵の場合はあおり運転をされて自分もやり返したり色々なトラブルになって暴力事案に発生するというような事が多くなっていますので、先ずは身を守ってもら。道路上で止まったりする事は大きな事故につながる可能性もありますので、安全な場所に避難して頂いて通報して頂くという様な事をお願いしています。今はドライブレコーダーがあおり運転を後々捜査していく上でも役に立ちますし、ドライブレコーダーがついているという事が明示されている事で被害にあいにくいという事もありますので、ドライブレコーダーの活用という事も色々な機会でお願ひをしてっております。いずれにしても悪質な運転も世にあるという事ですので、先ずは交通事故にあわない様にといい事と色々な罰則の強化・交通ルールの改正が行われているという事も併せて知っておいて頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

色々お話ししましたですけれども、コロナウィルスの感染等で今交通ルール・交通事故について中々目がいかないところがあります。事故自体は減少してはいますが万が一大きな事故があった場合にはリスクが非常に大きい所がありますので、皆さんの力で交通事故が少しでも減っていくように、また自分自身周りの人が交通事故に巻き込まれない様、取組みを続けて頂ければ幸いです。今日は横断歩行者保護宣言をして頂きましたので、又色々な場面で印をして頂いて、横断歩道で止まってくれる車がどんどん増えて安全な奈良県になるように、長野県のように当たり前に歩行者が横断歩道を渡れるような環境になれば良いと思いますので、どうぞご協力をお願い致します。本日はご機会を与えて頂きましてありがとうございました。

謝辞

多田会長



中谷様、ありがとうございました。基本的に交通ルールは良く知っていると思ってるんですけども、改めてお聞きするとあまり覚えていないというふうに思いました。これを機会に交通関与者である65歳以上の被害者・加害者が多いですので私たちもそういう年齢に達してきますので、今日のお話を参考にして交通ルールを守って安全な社会・安全な運転をして頂ければありがたいと思っています。ありがとうございました。

ニコニコ箱**本日計 58,000円****累計 426,000円**

多田 実 君 中谷様、本日の卓話宜しく申し上げます。
 水野憲治 君 中谷様、本日はありがとうございます。宜しい願い致します。
 植村将史 君 奈良警察署 中谷課長様 本日卓話ありがとうございます。宜しくお願
 い申し上げます。
 谷川千代則君 中谷警部様 本日の卓話よろしくお願いたします。
 辻本幸則 君 先日は拙い話を聞いていただきありがとうございます！
 宮西正伸 君 奈良警察署交通第一課長警部 中谷貴志様 本日の卓話有り難うござい
 ます。
 ニコニコ協力 倉田智史 君 河野里志 君 郡 史朗 君 城田真平 君
 田村英樹 君 中奥雅巳 君 成田和哉 君 野末勝宏 君
 平方貴之 君 堀内眞治 君 南谷正仁 君 宮坂勝紀 君

◆例会変更・休会のお知らせ◆

〈奈良西ロータリークラブ〉 9月3日（木）より例会再会
 9月17日（木）変更（第1回家族親睦移動例会の為会場変更）
 9月24日（木）定款細則8-1-Cによる休会
 10月29日（木）定款細則8-1-Cによる休会
 ※いずれもビジター受付は行いません。

〈平城京ロータリークラブ〉
 9月17日（木）定款第8条第1節Cによる休会
 9月24日（木）定款第8条第1節Cによる休会
 ※いずれもビジター受付は行いません。

〈奈良東ロータリークラブ〉
 9月中の全例会 定款第7条第1節dによる休会
 ※いずれもビジター受付は行いません。

〈橿原ロータリークラブ〉
 9月18日（金）RACとの合同夜間例会（時間18:00～）
 9月25日（金）定款8条1-Cによる休会
 ※いずれもビジター受付は行いません。

〈やまと西和ロータリークラブ〉
 9月22日（火）定款第8条第1節-Cによる休会
 9月29日（火）桜井ロータリークラブとの合同・松原六郎ガバナー訪問
 10月6日（火）会員のみ例会
 10月13日（火）定款第8条第1節-Cによる休会
 10月20日（火）会員のみ例会
 10月27日（火）定款第8条第1節-Cによる休会
 ※いずれもビジター受付は行いません。

〈やまとまほろばロータリークラブ〉
 9月17日（木）例会場所変更（まほろばセンター 交流室第4・第5）
 （食事は無しで、お持ち帰り弁当対応といたします。）
 9月24日（木）定款第8条第1節Cによる休会
 10月1日（木）例会場所変更（まほろばセンター 交流室第4・第5）
 （食事は無しで、お持ち帰り弁当対応といたします。）
 ※いずれもビジター受付は行いません。

今後の予定

- 9月22日 休会
- 9月29日 ガバナー公式訪問
奈良ホテル
- 10月6日 クラブ討論会②（国際奉仕委員会担当）
- 10月13日 卓話
- 10月20日 卓話